



発信年月日：令和2年6月22日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1177 FAX 0837-22-8458
経済観光部 産業戦略課	伊藤 和久	戦略マネジメント班 主任主事 福村真惟		
件名	長門市新型コロナウイルス感染症対応支援事業（環境整備事業）補助金の募集を開始しました。			

長門市では、新型コロナウイルス感染症による全国緊急事態宣言の解除が行われる中、経済活動の段階的再開に備えて、市内事業者が実施する、「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに対応した施設環境の整備に要する経費の一部に補助金を交付します。

告知につきまして、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 交付対象者** 次のすべてに該当する者とします。
 - (1) 本市に本社若しくは主たる事務所を有する法人又は本市に住所を有する個人
 - (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者
 - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している法人又は個人
 - (4) 市税の滞納がない法人又は個人
- 2 対象事業** 次のすべてに該当する事業とします。
 - (1) 「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに対応した施設環境を整備する事業
 - (2) 令和2年5月14日以降に開始した事業
 - (3) 令和3年3月31日までに完了する事業
- 3 補助額** 補助対象経費の4分の3以内で、上限額は1,875千円、下限は300千円です。
- 4 受付期間** 第1回審査会分 令和2年6月19日（金）～7月10日（金）
第2回以降分 随時受付（予算額に達した時点で応募受付終了）
- 5 応募先** 〒759-4192 長門市東深川1339番地2
長門市役所 経済観光部 産業戦略課
TEL (0837) 23-1177
Mail: senryaku@city.nagato.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対応支援事業補助金

《環境整備事業》



外出控え

密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

長門市では、新型コロナウイルス感染症による全国緊急事態宣言の解除が行われる中、経済活動の段階的再開に備えて、市内事業者が実施する、「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに対応した施設環境の整備に要する経費の一部に補助金を交付します。

1. 補助対象者

- (1) 本市に本社若しくは主たる事業所を有する法人又は本市に住所を有する個人
 - (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体又は中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者
 - (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施している法人又は個人
 - (4) 市税の滞納がない法人又は個人
- ※1事業者1申請とします。

2. 補助対象事業

- (1) 「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに対応した施設環境を整備する事業
 - (2) 令和2年5月14日以降に開始した事業
 - (3) 令和3年3月31日までに完了する事業
- 《例》
- 飛沫感染防止のための換気扇や大型扇風機の設置、パネルやビニールカーテンの設置
 - 接触感染防止のための自動券売機や注文機の設置、キャッシュレス決済システムの導入
 - テイクアウトやデリバリーサービスなどへの業態変更に伴う施設の改修
 - 働き方の新しいスタイルを実現するためのテレワーク環境の整備

3. 補助対象経費及び補助額

補助対象経費	補助率
工事請負費、備品購入費、原材料費、委託料、その他必要があると認められる経費	補助対象経費の4分の3以内で、上限額は1,875千円、下限は300千円です。 ※算出した補助額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額とします。 ※消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額は補助対象外となります。

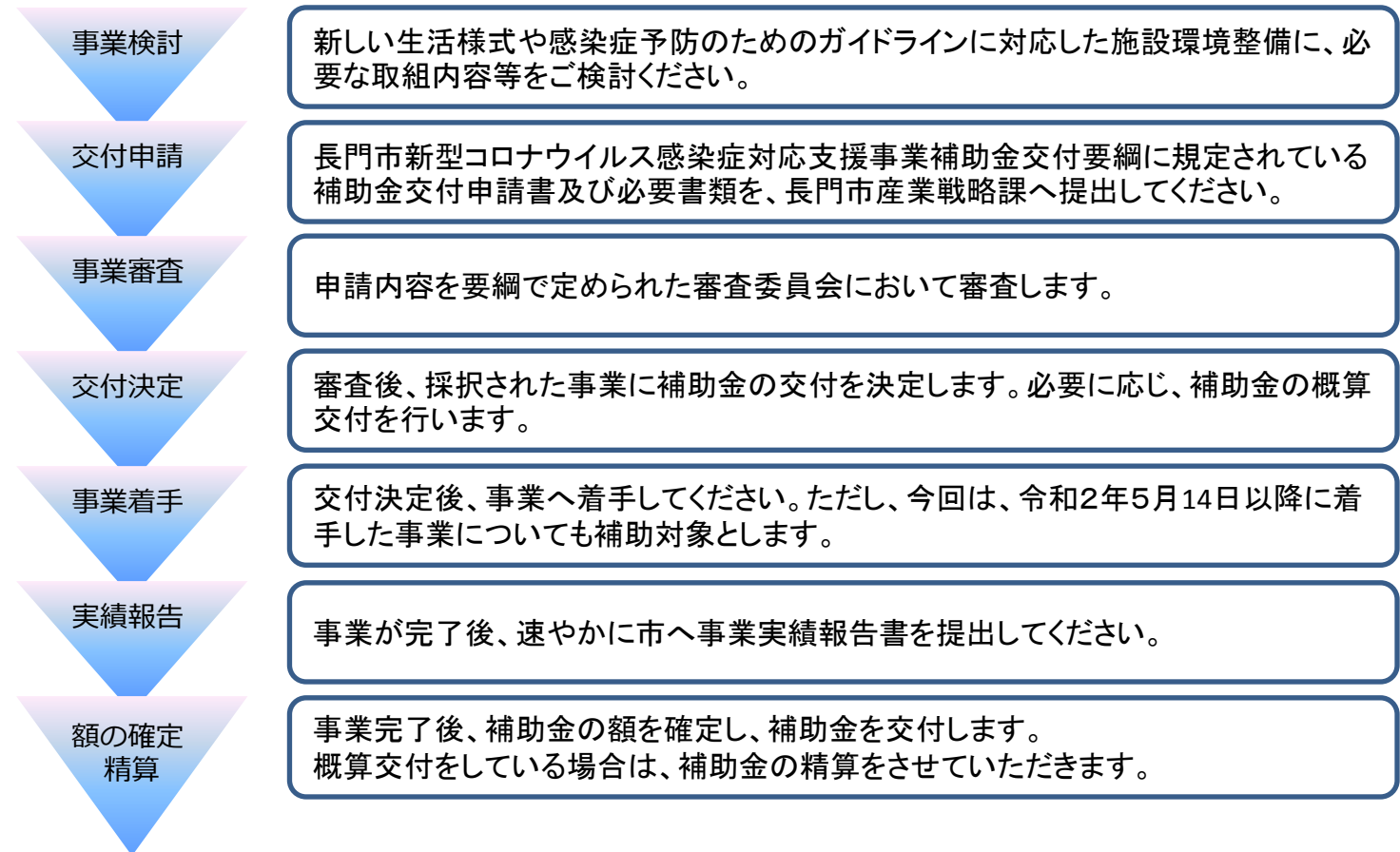
4. 募集方法/提出先

第1回応募期間7月10日(金)まで

- 受付期間: 第1回申請受付: 令和2年6月19日(金)～7月10日(金) 午後5時必着
第2回申請以降: 随時受付(予算額に達した時点で応募受付終了)
- 受付時間: 土、日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
- 提出先: 〒759-4192 長門市東深川1339番地2
長門市役所経済観光部産業戦略課(本庁舎2階14番)
- 提出方法: メール、郵送、持参

申請の流れについては、裏面へ

申請から事業実施までの流れ



事業の評価基準

審査項目	
必要性	新型コロナウイルス感染症による影響の度合い。
	補助金を真に必要とする事業か。
新規性	新型コロナウイルス感染症による影響に伴い新たに実施する事業か。
	「新しい生活様式」実践例や業種ごとに策定される新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドラインに適合する事業か。
計画性	自らが企画・立案し、主体的に取り組む事業か。
	事業の実現性や効果の発現性が高く、速やかな実施が可能か。
効果	新型コロナウイルス感染症による影響に対して効果が高い事業か。
	波及効果等地域経済に好影響を与えるか。

提出書類

時点	提出書類
交付申請時	<ul style="list-style-type: none"> ○交付申請書(別記様式第1号) ○事業計画書(別記様式第2号) ○収支予算書(別記様式第3号) ○法人登記事項証明書(法人の場合のみ(写し可)) ○定款(法人・団体の場合のみ(写し可)) ○本事業で対応しようとするガイドライン ○その他市長が必要と認める書類
事業完了後	<ul style="list-style-type: none"> ○実績報告書(別記様式第7号) ○事業報告書(別記様式第8号) ○収支決算書(別記様式第9号) ○経費の支払を証する書類(領収書等) ○事業実施成果を証する資料(写真等) ○その他市長が必要と認める書類

※補助金に係る詳細については、市ホームページに掲載する募集要項をご覧ください。

お問い合わせ

長門市経済観光部産業戦略課

TEL:0837-23-1177 FAX:0837-22-8458

E-mail senryaku@city.nagato.lg.jp

URL:<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/13/31556.html>

